

## 建設環境委員長報告

令和2年9月定例会

建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号）」など予算案8件、「島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」など一般事件案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第118号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案1件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第118号議案については、防災事業や広域的な事業は県が責任を持って行うものであり、市町村に負担を求めるべきではないとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第95号議案「令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号）」では、委員から、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、指定管理施設で働く労働者の賃金や労働条件はきちんと確保されているのかとの質問があり、執行部からは、それぞれの指定管理者において、適切に取り扱われていると認識しているとの回答がありました。

これに対し委員から、県としてのチェック等を引き続きお願いするとともに、コロナ禍において、施設の経営等が厳しいときは、相応の補填・補償を行う必要があるのではないかとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症における誹謗中傷について」では、委員から、人権に関する問題は、今回対応された新型コロナウイルスだけでなく、いじめや女性問題などたくさんあるが、人権同和対策課が人権問題を部局横断的に整理し、発展的に取り組んでいく必要があるのではないかとの意見があり、執行部からは、人権同和対策課は、各部局間の分担と連携のあり方を含めた総合調整と、個別の人権課題である同和問題を所管しているが、今回の新型コロナウイルス感染症における人権問題のように、切迫した事態となった場合、総合調整といった一歩引いた役割ではなく、人権部局として積極的に関わっていくことが必要な場面も多くなってくることから、今後、関係者で検討していくべき課題だと考えているとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「(仮称)島根国時山風力発電事業に係る環境影響評価について」では、委員から、再生可能エネルギーの普及については賛成だが、乱開発や住民の健康被害を防ぐ手法として、環境省が公表しているゾーニングマニュアルなどを用いた、一定の規制を考える時期にきているのではないかとの意見があり、執行部からは、事業者には、淡々と事務手続きを進めるのではなく、地元住民と一緒に再生可能エネルギーを推進してほしいと要請している。ゾーニングマニュアルについては研究していきたいとの回答がありました。

次に、土木部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「松江北道路の状況について」では、委員から、計画の段階から関係住民の意見を反映させる方式を道路事業では初めて導入した点は評価するが、防災上、非常に問題のあるところに新たな公共インフラ投資を行うのはいかがなものか。また、当該道路は交通渋滞の緩和を目的としているが、コロナ禍における人々の動きの変化など、社会情勢が変化してきているなか、交通量の予測をどのように考えているかとの質問があり、執行部からは、現地調査の結果や過去の洪水浸水区域等を基に検討し、地域住民の意見も踏まえた計画である。地震対策は熊本地震の知見なども取り入れた最新の技術基準に基づき、今後、設計を行う。交通量については、現時点における最新の予測を用いているとの回答がありました。

委員からは、県の財政状況、今後の人口動態、コロナ禍のもとで社会情勢が激変した状況下では、立ち止まり、もう一度よく考え、場合によっては、勇気を持って計画を変更していくことが必要ではないかとの意見がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。